

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	選挙用投票箱 買入(旭区役所)	-	株式会社日本選挙センター	1,970,045	令和8年1月22日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第5号	G21	-

令和8年2月、3月は案件がありませんでした。

随意契約理由はこちら [keivaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeirivuu.pdf](http://keivaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeirivuu.pdf)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

選挙用投票箱買入（旭区役所）

## 2 契約の相手方

株式会社 日本選挙センター

## 3 随意契約理由

本件は、公職選挙法に基づき執行される選挙において、投票事務を適正かつ円滑に執行するために必要となる投票箱を買い入れるものである。

令和8年1月10日に総務省自治行政局選挙部より各都道府県の選挙管理委員会に対して衆議院の解散に伴う総選挙の執行について通達がなされ、令和8年1月15日には大阪府知事及び大阪市長が辞職を正式表明、次期衆議院議員総選挙にあわせて出直し選が執行される予定となっており、現在、各選挙の投開票日は令和8年2月8日が想定されているところである。

全ての投票を同日に行うこととなった場合、一の投票所において5台の投票箱が必要となるが、当区では過去10年以上、同日4投票（4台）となった例が最大である。

このようななか、当区が保有する投票箱は経年劣化により使用不可となっているものもある。

また、衆議院の解散から過去最短での投開票となることが有力視されていること（令和8年1月18日時点において投開票日は確定していない）、加えて投票箱を含めた投票所諸物品の搬出入、投票所から開票所へ投票箱等を送致する車両の確保も毎回の選挙において困難な状況となっており、これら限られた車両におけるスペース等も勘案すると、適した規格の投票箱について現在当区が保有している数では不足することが確実な状況となっている。

現時点において想定されている各選挙の投開票日までに確実かつ至急に不足する投票箱を確保しなければならないが、一般競争入札や指名競争入札を実施した場合、公告期間や事務手続きに時間を要するため、投開票日当日に投票箱を確保することができず、選挙の執行において重大な支障をきたす恐れがある。

なお、投票箱は公職選挙法等に定められた仕様を満たす必要があり、用途も限定的で製造・販売を行っている事業者も限られる。

短期間で当該仕様に適合する製品を所要数確実に納入できる事業者は限られていることから、本市においてこれまで選挙用投票箱の納入実績がある複数事業者を確認を行ったところ、本件の契約相手方とする株式会社 日本選挙センターのみが応札可能と回答したところである。

以上の理由により、本件は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができない場合）に該当するものとして、株式会社 日本選挙センターと特名随意契約により契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

旭区役所 総務課（電話番号：06-6957-9625）